

2021年4月28日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府職員労働組合
執行委員長 木守 保之

新型コロナウイルス感染症への対応に係る申し入れ（第8次）

新型コロナウイルス感染症については、京都においても変異株の拡大による症状の重症化、長期化などの様相が医療や公衆衛生の現場でも厳しい事態が日々拡大し、4月25日に3回目となる緊急事態宣言が発出されました。こうしたもとで、府民のいのち、暮らし・なりわいが極めて厳しくなっていると同時に、京都府の各職場にも様々な影響が出ています。今、知事にはこうした内外の厳しい事態を直視し、コロナ対応に全庁体制を集中させこの事態を乗り切る指導性が求められています。

その立場から、京都府職員を代表し、府民のいのちと暮らしを守り、職員が安心して業務にあたる体制づくりのため、あらためて下記の事項を申し入れますので、誠実な対応を求めます。

記

- 1 危機管理部、健康福祉部、商工労働観光部、保健所・保健環境研究所・府立病院などでの深刻な職場実態と、変異株も含めた感染の新たな拡大の様相や、それが長期化することを認識し、不急の大型公共事業やプロジェクト、イベント、文化庁移転をはじめ、予算、業務、組織・人員の思い切った見直しを行い、コロナ対応に集中し、必要な部署の執行体制を確保すること。限定的な人事異動対応だけでなく、カウンターパート方式での組織対応など実効性・即効性のある組織運営を行うこと。
- 2 保健所に係る要求
 - (1) 保健師の増員と欠員補充を直ちに行い、体制を強化し、感染症対策と勤務条件の改善を行うこと。
府立医科大学や看護学校と連携し保健師や看護師の養成・確保を行う戦略を持ち、例年秋にしか行われない保健師の採用試験の時期を早めるなど職員の確保・養成に全力をあげること。
 - (2) 実情に即応できる全庁的支援体制を構築すること。
 - (3) 新型コロナウイルス感染防止に対応して、市町村、地域医療機関等との連携強化を図ること。
 - (4) 府民と直接対応する現場であることを踏まえ、職員の情報共有をしっかりとすること。
 - (5) 週休日の振替や時間外勤務手当の適切な対応を行うこと。管理職についても、適正に勤務時間を把握すること。
 - (6) 保健所や総合庁舎の感染対策を徹底すること。
 - (7) 職員のメンタルヘルス対策を強化すること。
- 3 保健環境研究所に係る要求
 - (1) 検査体制の増加やワクチン接種を円滑に進めるためにも、人員を増強すること。
 - (2) 新型コロナウイルスに係る検査業務について、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例に該当するものとして、手当を支給すること。
 - (3) 週休日の振替や時間外勤務手当の適切な対応を行うこと。管理職についても、適正に勤務時間を把握すること。
- 4 対応が長期化する中で、時間外・休日に行うことが前提となる業務については、週休日の振替を呼びかけるだけでは平日の体制にしわ寄せがくるため。それに見合う人員を配置すること。

- 5 就職氷河期世代、コロナ禍での離職者に対応した政策的な職員採用をさらに拡充すること。
- 6 職員が感染した場合を想定した全職場・業務の業務継続計画について職場議論を行い、職員の英知を結集すること。在宅勤務についても、京都府の職場においてはコロナ対応が何よりも求められることをふまえ、画一的に行わず、職場議論を重視し実情に即して実施し、検証を行うこと。
- 7 基礎疾患を持つ職員、妊産婦はじめ重症化等のリスクと影響が想定される職員について、業務上の必要な対応等を行うこと。
- 8 一部の幹部職員だけに情報を留めず、府民に対応する現場はじめ全職員に必要な情報を共有し職員の英知・力を集める姿勢に転換すること。
- 9 職場における感染防止策に万全を期すこと。
- 10 飲食店等への新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等などについて、府が責任を持って早期に支給できる体制を構築し、金額の拡充や手続きの簡素化などを行うこと。
- 11 新型コロナ感染症に係る経営・生活施策について、わかりやすい情報提供とワンストップでの相談窓口を京都府が国、市町村、関係団体と共同して開設し、府民の不安に寄り添い対応すること。長期化する地域経済の影響を踏まえ、給付金、補助金、税の減免等あらゆる施策について内容や方法を検討するとともに、国に対しても要望すること。
- 12 府全体での病床と医療技術者の確保に京都府が役割を果たし、医療崩壊を回避し、府民の生命と健康を守ること。

以 上